

○さいたま市ふれあい福祉基金条例

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 90 号

(設置)

第 1 条 社会福祉事業の推進に要する経費の財源に充てるため、さいたま市ふれあい福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

(1) 前条の設置目的に基づく寄附金額

(2) 市の積立金額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(追加〔平成 14 年条例 14 号〕)

(処分)

第 6 条 基金は、社会福祉事業の推進に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(一部改正〔平成 14 年条例 14 号〕)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成 14 年条例 14 号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市社会福祉施設整備基金条例(平成 4 年浦和市条例第 7 号)、大宮市ふれあい基金条例(昭和 60 年大宮市条例第 27 号)又は与野市地域福祉基金条例(平成 3 年与野市条例第 22 号)の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則(平成 14 年 3 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。